

一般社団法人東京都トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりに通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人神奈川県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりの通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人埼玉県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりの通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人群馬県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりの通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人千葉県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりに通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人茨城県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりの通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人栃木県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりに通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

一般社団法人山梨県トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のおおりの通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。

関東トラック協会 会長殿

関東運輸局
自動車技術安全部長
(公印省略)

事業用自動車事故調査報告書の公表について

標記について、自動車局安全政策課から別添（令和5年6月30日付け、国自安第38号の3）のとおり通達がありましたので、当該通達について了知いただくとともに、貴会会員に対して、本報告書を活用した運行管理者や運転者への指導教育を実施し、より一層の安全運行に務めていただけますよう、周知徹底をお願い致します。

なお、関係者へ周知いただく際には、下記概要を参考として指導教育をしていただけますようお願い致します。

記

<事案1>大型乗合バスの衝突事故（東京都新宿区、横浜市都筑区）：別添1、別紙1

【主な事故原因】

- ・交差点を青信号に従い右折する際、車両右側から進行してくる歩行者等に注意が偏り横断歩道上に車両左側から進入してくる歩行者等を認知できずに衝突。

【主な再発防止策】

- ・交差点を通行する際、見えにくい場合もあることを考慮して、横断歩道周辺における歩行者等の確認を徹底すること。
- ・車両の斜め前後方向に横断歩道上を進行してくる歩行者等を検知して警報を発する装置を備えることが有効。

<事案2>大型乗合バスの追突事故（北九州市小倉北区）：別添2、別紙2

【主な事故原因】

- ・対向車線を走行してきた同社バスを注視し続けるなどにより前方に対する注意が不十分となり、前方を同一方向に進行していた自転車に衝突。

【主な再発防止策】

- ・添乗調査やドライブレコーダーの映像記録を活用して指導内容の理解度を確認し、運転者が脇見運転に繋がる行為を確認した場合は、速やかに個別指導を実施すること。

<事案3>タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）：別添3、別紙3

【主な事故原因】

- ・運行中に身体に異常を感じながらも運行を継続し、運行中に意識を喪失したことにより赤信号の交差点に進入、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者と衝突。

【主な再発防止策】

- ・運転者が運行中に身体に異常を感じた場合に、速やかに安全な場所に停車出来るよう、運行中止に関する具体的手順を整備し実際の事態を想定した訓練等を行うこと。